



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 丸 久
代表者名 代表取締役社長 田中 康男
(コード番号 8167 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐伯 和彦
(TEL. 0835-38-1511)

会社名 株式会社 マルミヤストア
代表者名 代表取締役社長 池邊 恭行
(コード番号 7493 福証)
問合せ先 常務取締役 川野 友久
経営企画室長・総務部部長
(TEL. 0972-23-8111)

(開示事項の経過) 株式会社丸久と株式会社マルミヤストアの経営統合における 株式会社丸久の商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社丸久（以下、「丸久」といいます。）と株式会社マルミヤストア（以下、「マルミヤストア」といいます。）は、平成 27 年 3 月 30 日付で公表しました「株式会社丸久と株式会社マルミヤストアの経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに株式会社丸久の会社分割による持株会社体制への移行、定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下、「平成 27 年 3 月 30 日付公表」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、株式交換と会社分割（吸収分割）を併用することにより、持株会社（以下、「本持株会社」といいます。）のもとに両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で経営統合契約（以下、「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約を締結いたしました。

丸久とマルミヤストアの両社は、本日開催の両社取締役会において、平成 27 年 3 月 30 日付公表において未確定となっておりました本持株会社の商号を決定（丸久の商号変更）するほか、丸久の定款を以下のとおり変更することについて、本経営統合契約に関する覚書の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日開催の丸久の取締役会において、定時株主総会の招集を決議しており、これらの定款変更に関する議案は、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の丸久の第 62 回定時株主総会において付議する予定です。

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

丸久は、本経営統合に伴い、その商号を「株式会社丸久」から「株式会社リテールパートナーズ」へ変更（以下、「本商号変更」といいます。）いたします。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社リテールパートナーズ（英文：RETAIL PARTNERS CO., LTD.）

(3) 変更予定日

平成 27 年 7 月 1 日 (予定)

2. その他定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

本経営統合に伴い、丸久は、平成 27 年 3 月 30 日付公表における定款変更の内容のほか、①本商号変更、②取締役の任期及び③剰余金の配当に関する定款の一部変更をいたします。

①上記「1. 商号の変更」を行うため、現行定款第 1 条 (商号) を変更するものであります。

②取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮し、現行定款第 19 条 (任期) を変更するものであります。

③機動的な配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当を取締役会決議により行うことが可能となるよう現行定款第 35 条 (剰余金の配当) を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。なお、別紙においては、平成 27 年 3 月 30 日付公表の定款変更の内容と合わせて掲載しております。

(3) 定款変更の効力発生日

平成 27 年 5 月 28 日 (ただし、本商号変更に限り上記 1 (3) のとおり平成 27 年 7 月 1 日)。なお、同日開催予定の丸久の第 62 回定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認されることが条件となります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社丸久</u>と称し、英文では、<u>MARUKYU CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 物品の製造、加工および販売ならびにこれらの輸出入業</p> <p>(2) 医薬品、農薬、肥料の販売</p> <p>(3) 酒類の販売</p> <p>(4) 旅行業法に基づく旅行業代理業</p> <p>(5) 薬局の経営</p> <p>(6) クリーニング業の経営</p> <p>(7) 不動産の売買、賃貸および仲介ならびに消費者金融業</p> <p>(8) 学習塾の経営</p> <p>(9) 工業薬品の販売</p> <p>(10) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務</p> <p>(11) 生命保険の募集に関する<u>業務</u></p> <p>(12) インターネットを利用した<u>通信販売業務</u></p> <p>(13) <u>その他上記に附帯する一切の業務</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社リテールパートナーズ</u>と称し、英文では、<u>RETAIL PARTNERS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>事業</u>を営むこと、<u>及び次の事業を営む会社の株式もしくは持分を取得、所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 不動産の売買、賃貸、<u>管理</u>および仲介ならびに消費者金融業</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理事業</p> <p>(11) 生命保険の募集に関する<u>事業</u></p> <p>(12) インターネットを利用した<u>通信販売事業</u></p> <p>(13) <u>医療用具、計量器、介護用品のレンタル業</u></p> <p>(14) <u>写真の現像、焼付</u></p> <p>(15) <u>飲食店の経営</u></p> <p>(16) <u>薬局、薬店、ドラッグストアのフランチャイズ事業</u></p> <p>(17) <u>その他上記に附帯する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>7名以上</u>15名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現在取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 35 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 35 条 取締役会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>